

イングランドの法律家養成教育——現状とその未来

齋藤 彰

一 はじめに

本稿は、カレッジ・オブ・ローの首席講師であるニコラス・オレイ氏を招いて、関西大学法学部及びブリティッシュ・カウンシルの主催で行われたセミナーにおいて、法律家養成教育の概観を解説するための参考資料として作成したものである。すでに公表した拙稿「イングランドの法文化と法学教育」⁽¹⁾の一部を下敷にして大幅に加筆し、新たな情報や統計等の数値を加えた。

現在、日本でも法学教育改革の議論が盛んに行われている。学部段階での法学教育を基盤として、それに付加する形で組織的な実務教育を積み上げていくというイングランドの方法は、日本の法学教育の伝統にアメリカのロー・スクールよりも明らかに適合的であり、もっと注目されてよいと思われる。それが、あえて二番煎じの本稿を資料として公表する理由である。

本稿の記述において特に注意を要するのは、第四章における大法官法学教育及び行動助言委員会の第一レポートで提示された法学教育改革の新スキームが、その後の状況の変化により現在その実施を見合わせるという状況にあることである。その原因は、なお確認を要するが、主としてソリシタとパリスタに共通の学部教育後の課程を設定することが、むしろその後の法律家の業務の多様性に急激な進展に伴い、必ずしも実践的な対応とならないことが理由として指摘されている。現在、ソリシタの業務においても、地方都市における個人顧客を主たる対象とした伝統的な実務と、ロンドンのシティの大規模なローファームにおけるビジネス関係

の顧客のための実務との間には非常に大きな違いがあるとされている。ニコラス・オレイ氏も将来において、ソリシタの養成教育に関連して、そうした業務内容の違いに対応した異なったコース設定の必要性を提示された。法律業務の進化は、イングランドではますます加速してきているのかもしれない。しかし、あえて第四章を本稿から削除しなかつたのは、そこで検討され提示された基本的な考えの多くの部分は共通認識として現在も支配力を有しており、日本の法学教育改革を考えるうえで、なお多くの示唆を与えてくれると信じるからである。

二 イングランドの法律家養成教育

法廷で弁論を行うことを主要な業務とするバリスタの数は、現在でも日本の弁護士より少ない。彼らは、高い権威を有する、強い独自性を持つ文化に守られた少人数の特殊専門職業集団であり、政府・行政のコントロールという意味でも、現在も重要な地位を占めている。しかし、その数や職域が最近急激に変化しているのは、法廷に限定されずに社会の中で法律を駆使するソリシタであり、⁽²⁾バリスタ自体はそれほど大きな変化をしてきているわけではない。現在イングランド・ウェールズの人口は約五二〇〇万人であるが、一九九八年七月現在ソリシタの有資格者九五五二一人うち実務許可証を有するものが七五〇七二人であり、これに対して九六年のバリスタの有資格者一七三〇〇人、独立開業している者が八九三五人である。

良質の法律家の大量生産という意味で、法学教育について特に注目すべきはソリシタである。その養成教育は、職業的教育段階をも含めて大幅に大学へと移りつつある。すでに学部教育はほぼ完全に大学に移っている。職業的教育段階の最大手のプロバイダーは、実務家団体の運営する学校であるが、大学による供給が現在急増しつつある。

法学教育は、学部教育を中心として行われ、それを改める意見は存在しない。イングランドは、日本が西欧から法律制度を継受した際に大きく影響を受けた国の一つであり、英米法システムの元祖として実践重視の法文化と優れた法律家のシステムティックな養成の伝統には定評がある。

イングランドの法曹養成教育は、以下の三段階から構成される。

- (1) 大学法学部における学問的教育段階
- (2) 大学その他の学校で行われるスクーリングによる職業教育段階
ソリシタの場合——法律実務課程 Legal Practice Course
バリスタの場合——バー職業課程 Bar Vocational Course
- (3) 法律家団体の監督のもとに法律事務所等で行われるOJTの段階

九六年法学部卒業生は九九九八人である。九四—九五年のデータによれば連合王国出身の法学部在学生の九割以上が奨学金を得ている。⁽³⁾ 九六年のデータでは、ソリシタになるための法律実務課程LPC入学者六九二一人うち合格者四七七五人、同年トレイニー契約を得た者四三八八人、そして新規許可者四六二〇人である。同じく九五年のバリスタになるためのバー職業課程入学者一三三八人、OJTである²⁵³の席を得た者七〇〇人、最終的に独立開業した者がその六割程度の人数とされている。短期間に教育規模がかなり拡大しており、九七年に法学部新入生が一〇〇〇人、ソリシタ資格の新規許可者は五六八五人となっている。法学教育全般に関しては「大法官法学教育及び行動助言委員会（ACLEC）」の提案が大きな影響力を持つが、資格取得のための要件を定める一次的な権限は現在でもそれぞれの法律家団体の権限に属し、バリスタとソリシタで別の資格要件を満たすことが必要とされる。現在両法律家の資格認定要件の差は小さくなってきているが、大学教育を終えた後の職業的教育段階では今なおそれぞれ独自の教育方法が取られる。

三 二段階の法律家養成プロセス

三・一 学問的教育段階

三・一・一 学部教育——バリスト・ソリシタ共通

大学法学教育は学部教育として設定される教養科目なしの三年間の課程が原型である。イングランドの大学の伝統において法学はその中心に位置する学問ではなく、特殊職業技能養成のための実践的教育の場として位置づけられてきた。大学の中心は LLB 学部であり、そこでは非常に幅広い科目が供されてきた。そのため LLB 学部を卒業してから法学部に進学する学生も伝統的にかなり存在している。イングランドでは、長期の大学教育を受けることは一種のステータスであり、複数の学士号を有する者は珍しくない。

法律家への道が開かれている法学士号 LLB は「法律家資格のための法学位 [Qualifying Law Degree] とよばれ、それを取得するには、実務家団体によって認定された大学等で提供される課程において一定の法律科目を履修していることが必要とされる。現在、大法官法学教育及び行動助言委員会も法学教育全般について大きな発言力を持つが、その見直し作業中、大学法学教師協会 (SPTL) の反対にもかかわらず、バリストとソリシタの団体の教育を受け持つそれぞれの機関の共同で、大学で教育を受けるべきとされてきた六つの「核 Core」科目を、七つの基礎的科目に変更する声明が九五年一月に出され、科目としては欧州連合法が追加された。具体的なモデルシラバスや最低授業時間は規定されなくなったが、法律科目の学習が大学学部教育全体における学生の学習量 workload に対して、三年間の課程においては二分の一以上を占めなければならず、七つの基礎科目の学習量は一八分の七以上でなければならないとされた。⁽⁵⁾ また、基礎的な法律的調査を行う技術も習得する必要が定められたが、そのため独立の科目を設ける必要はなく法律の学習の中で教授されてもよい。七つの基礎的科目は以下の通りである。

債務法Ⅰ（契約法及び不当利得法）、債務法Ⅱ（不法行為法）、刑事法、衡平法及び信託法、欧州連合法、物権法、公法（憲法及び行政法）

これらは基礎 Foundation という語感とは異なるかなり幅広い要求であり、決してミニマムを定めるものとはいえない。これに対し、学生の自主性を尊重したもつと自由な勉強の仕方を認めるべきであるとの有力な反論も出されている。実際の平均的な大学のカリキュラムでは、習得科目は一年間で四〜五科目となる。⁽⁶⁾

学部段階の法学教育を提供する機関は Law School と呼ばれることが増えており、全体で約一〇〇〇人（うち留学生約一八〇〇名）の新入生を受け入れている。⁽⁷⁾ イングランドの法律家資格取得につながる法学位を得ることのできる学部教育課程は、現在、全日制「三〜四年」の課程が八一の大学と五つのカレッジで、パートタイム（四〜六年）の課程が二八大学で、通信教育が一大学で、それぞれ提供されている。個々の Law School の学生数は、日本の法学部と比較して、かなり少人数である。学部段階における教育は、パリスタ・ソリシタ双方に共通のものとする姿勢が現在取られている。大学を卒業せずに資格を取得するルートも存在するが、大学卒業者が多数を占める。九七〜九八年のソリシタ資格の新規取得者は五六八五名であり、その七五％が大学卒業資格をもとに、二〇％は海外の法律家資格やパリスタの資格をもとに、資格を得ている。注目すべきは、大学卒七五％の内訳が、学部卒四五％に対し他学部卒三〇％となっており、他学部卒の比率がかなり高いことである。他学部出身者は、後述の PgDL/CPE と呼ばれる「転換コース」を経由して資格を取得する。また、パリスタからの転向も二・六％一四六名にのぼる。⁽⁸⁾

三・二・二 他学部からの進路変更

他学部の学位を持つ者で法律家になることを希望する者は、Postgraduate Diploma in Law (PgDL) または Common Professional Examination (CPE)⁽⁹⁾ と呼ばれる一年間の「転換コース Conversion Course」を終え職業的教育段階に移行する。これらは、法律家団体の学校や様々な大学等で提供される一年間の課程で、「法律家資格のための法学位」によってカバーされるべき七つの基礎

科目と一つの選択領域の教育から成る。P.d.L.は、大学院レベルに位置付けられる学位であり、提供する教育機関によって、斬新な内容のものや法学修士等の大学院の正規のコースに途中から進路変更をすることができるものもある。⁽¹⁰⁾ これらの課程では、法学部を卒業するより短期間で大学段階の法学教育を終えられるため、「近道 Short-Cuts」となり十分な法学教育が行えていないとの有力な批判がなされた。⁽¹¹⁾ この批判を受け入れ、大法官法学教育及び行動助言委員会が九六年に公表した新スキームにおいては、これを二年間のものに置き換える提案がされている。また、すでに九七年段階で P.d.L./C.P.E に替えることのできる二年間の上級法学位 Senior Status Law Degree の課程が、Oxbridge を含む一六の教育機関で提供されている。⁽¹²⁾

他学部卒業者を法律家へと導く正規の教育ルートを用意することは、様々な拡大する法律的ニーズに応える多様な人材の確保という視点からも、職業へのアクセスの民主化・公平化という視点からも、日本のロースクール構想において決して外すことのできない重要なポイントである。そして、現在、実際にこのルートにより多くの者がイングランドで法律家資格を取得しており、それはそうしたニーズの明確な存在を示している。⁽¹³⁾

アメリカのロースクールが大学院レベルの課程であるため、学部段階で法律以外の勉強をしてきた者を受け入れてきたことが、幅広いものの見方や多様な人材の確保に寄与している点は、繰り返し強調されてきた。転換コースの整備は、それと同様のメリットを、学部法学教育にうまく取り入れる方法でもある。また、外国の学生がイングランドの法律家資格にアクセスするためにも好都合である。日本においては、講義を中心とした、二年間の法学修士を取得できる課程として構成することが最も適切であろう。

三・二 職業教育過程

三・二・一 バー職業課程 B.V.C. [パリスタを目指す場合]

職業教育課程は、パリスタとソリシタで異なる。パリスタになる場合には、「バー職業教育課程 Bar Vocational Course (B.V.C.)」と呼ばれる一年間の職業的教育段階に進むことが必要である。この課程はパリスタ団体の運営する学校である I.C.L.S. のみが提供

してきたが、現在では Bar Council が認めた他の教育機関で受講することができ⁽¹⁴⁾。そして、この課程終了後、バリスタの事務所であるチャンバーにおいて、一年間の OJT である Pupillage を受ける必要がある。バー職業教育課程への申請者は九五年において一四五六名であり、一三八名が入学を認められ⁽¹⁵⁾、その九割が課程を無事に終了したと推測される。九五年には約七〇〇名分の Pupillage の席が用意され、その六割程度が何れかのチャンバーにおいて事務所を得たと推測される⁽¹⁶⁾。

三・二二 法律実務課程 LPOC [ソリシタを目指す場合]

ソリシタを目指す学生は、現在、法学部卒業後、Law Society が運営する College of Law や各大学等で提供される「法律実務課程 Legal Practice Course (LPC)」と呼ばれる一年間の課程に進む必要がある。九七年に法学部を卒業した者は八八九二名である。法律実務課程の九八一九九年の定員は、全日制六九三八人、パートタイム二二八六人であり、ソリシタ団体の学校である College of Law の他二三大学で提供されている。そして、ソリシタになるための最終的な職業的教育段階は、ソリシタの事務所でトレイニーとして OJT を受けることである。九七年にトレイニー・コントラクトを得た者は四八二六人である。トレイニー・コントラクトは通常二年間であり、トレイニーの平均給与は一四三八二ポンド(三〇〇万円程度)である。

三・三 実務研修

三・三・一 バリスタ—Pupillage

Pupillage においてバリスタを志望する者は、Pupilmaster と呼ばれる経験五年以上のバリスタについてそのチャンバーにおいてオン・ザ・ジョブ・トレーニングを受ける。Pupillage は前半六ヶ月と後半六ヶ月に分けられ、それぞれ別の Pupilmaster について教育を受ける。前半と後半で別のチャンバーにおいて Pupillage を受けることもよくある。バリスタの業務は専門性を有するの⁽¹⁷⁾、Pupilmaster の業務内容によって Pupillage は内容的に様々なものとなる。学生はある程度将来の専門領域を確定して Pupillage の申込みを行う必要がある、そのため各チャンバーが大学の夏休みの期間に学生に提供する Mini-Pupillage という約一

週間に渡る入門的職業体験の機会を二―三回利用することが奨励されている⁽¹⁸⁾。また、Pupillage Bar を利用しそこに参加している様々なチャンパーの業務についての情報を得ることも可能である。最も包括的な情報は Bar Council により毎年発行される「Chambers, Pupillage & Awards Handbook」という冊子を手入することにより得られ、そこには授学金の情報も集められている。申請方法は、Bar Council によって運営される PACH⁽¹⁹⁾ が集中的に取り扱うようになり合理化され、申請書類をディスクで提出することにより二〇までのチャンパーに PACH から書類を送ってもらえる。さらに、このシステムに参加しない少数のチャンパーには各自で申請することができる。申請者は各チャンパーにおける書類審査の後インタビューを受けるのが通常であり、場合によっては筆記試験が行われる。

最初の六ヶ月は主として Pupilmaster や同じチャンパーの他のバリスタの仕事を観察し補助することにより学習する。大量の法的調査、書類の読解、書類の作成といった作業が含まれる。この六ヶ月を無事に終了すると自分自身で仕事を引き受けることができる許可証が発行される。したがって後半六ヶ月は非常に重要であり、この段階から自分の顧客を持ち裁判所で業務を行うことによって、自分のバリスタという職業における評価を築かなければならない。

Pupillage の間に Bar Council による二つの必修のコースが用意され、Pupil は全員それに参加することが義務付けられる。一つは弁護に関するもので、もう一つは財政などバリスタ業務の経営について実践的なアドバイスのためのものである。

三・三・二 ソリシタ―トレイニー・コントラクト

ソリシタになる者は、LPC を終えた後二年間のトレイニー・コントラクトをソリシタのファームと締結する必要があり、さらに複数の大学等の教育機関において提供される「専門的技術課程 Professional Skills Course」と呼ばれるコースを受講し試験に合格する必要がある⁽²⁰⁾。

現在ではソリシタのファームも様々であり、専門化した巨大ファームが脚光を浴びる一方で、従来のように様々な法律業務を個人顧客を主たる対象として供給する地方のファームも健在である。ファームごとの状況がかなり異なるため、具体的にはバ

リスタの場合と同様 summer placement と呼ばれる機会を利用し実際にファームに滞在するのが最もよい方法といえる。⁽²¹⁾ 大きなファームでは二年間の実習期間を幾つかの部分に分け、それぞれ別のトレイナーについて種類の違う業務を経験させることにより将来の専門を決定させていく方法をとるところもある。⁽²²⁾ こうしたシティなどの大ファームに比較し、最近では地方の小ファームの方が様々な種類の法律業務を扱うため、かえってソリシタの業務全般についてバランスの良いトレイニングが受けられるとの意見もある。⁽²³⁾

トレイニーを終えて新たに資格を認められソリシタの平均年齢は九七—九八年で二九・六歳であり、三〇歳以上で資格を取得する者は四〇%を超え高齢化する傾向にあるがそのこと自体は特に問題視されていない。⁽²⁴⁾ 男女比は九二—九三年以降は女性が男性を上回るようになり、九七—九八年は女性五一%男性四九%である。

四 大法官法学教育及び行動助言委員会提案 ACLEC の新スキーム

ACLEC が九六年四月に公表した「法学教育及びトレイニングについての第一レポート」において、大学法学教育を含めた法学教育の抜本的な改革案が提示された。この委員会は九〇年の裁判所及び法律業務法一九条に基づくもので、大法官により任命される議長を含む一七名より成り、内訳は、貴族院裁判官または上級裁判官を議長とし、循環裁判官経験者一名、バリスタ二名、ソリシタ二名、法学教師経験者一名、非法律家九名である。

ACLEC は、法律家資格要件及び専門家的行動の規則のあらゆる局面につき Bar Council 及び Law Society に対して助言を行うことができる。⁽²⁵⁾ 新スキームが関係諸団体の合意を得て発効するのは二〇〇〇年以降になると予測される。⁽²⁶⁾ さらに調整が加えられていくが、大筋においてこのレポートの提案を受け入れる形で法学教育の改革が進行していくと考えられる。

新スキームの特徴は、大学法学教育段階をバリスタ・ソリシタで共通のものとして、実質的に一年間程度延長を行い、その後の職業的教育段階にも柔軟性を持たせることにより、職種を早期に決定しなればならなかった従来の方法を改善するものである。

この新スキームにより一段と強化された法学教育によって、イングランドの次世代の法律家はますます国際競争力を強めていくことが期待される。

四・一 基本方針

本レポートは、その第一章において、二一世紀の法律実務における需要の変化を次のように診断する。⁽²⁷⁾

ソリシタとバリスタが法律業務提供の中心的役割をこれからも果たしていくであろうが、知識及び技術をより柔軟で多様なものとするにより激しくなる法律業務提供における競争に対応した備えが必要である。例えば、裁判外での紛争解決への移行にも対応できなければならない。

専門化が拡大する状況においては、特に将来の法律家が未熟な職業選択を強いられないようにする必要がある。専門化は資格を最初に得た段階から後の継続的教育によって果たされるべきであり、それまでに学生は専門領域の変更を無理なく行えるよう健全な一般的基礎を修得しなければならない。

こうした目的は、より深い基礎的な法律知識の教授と同様に、応用可能な技術と専門家に共通の価値観の訓練によってのみ達成することができる。そうした法律知識は、欧州連合による制定法及び判例の操作、大陸法システムへの初歩、法律調査技術、適切な紛争解決方法等の知識を含む。また価値観は人権の保護、社会において不利な状況におかれている人々への法律業務の提供等の民主主義における基本的価値観を含む。

レポートの理念は次の四点であるとされます。⁽²⁸⁾

- 一、統合的な教育とトレーニング
- 二、大学法学部の自律性
- 三、法律専門家共通法学教育 common professional legal studies

四、多数の法学教育への入口及び出口の設定

四・二 法律専門家共通法律学コースの新設

大学法学部において提供されるコースは従来の三年間のものに加えて様々な付加価値を持った四年間のものが提供されるようになってきており、多様化してきている。そうした学部教育の後に「法律専門家共通法律学 Common Professional Legal Studies (CPLS)」の教育を受けることをバリスター・ソリシタ共に必修とし、その終了資格として「法律専門家資格 Licentiate in Professional Legal Studies (Lic. PLS)」という新たな学位を設ける提案がされている。

この法律家共通教育の利点として次の四点が期待されている。⁽²⁹⁾

- 学生が、異なった法律専門家間における未熟な職業的選択を強いられることをなくす。
- 異なった専門家の教育において必要とされる知識や技術の重複する領域が疑いなく存在するので、その部分を共通化することにより法学教育のコスト削減が果たせる可能性がある。
- 異なった専門職間の相互理解を向上させ、職務におけるより良い関係と顧客に対するサービスの向上をもたらす。
- 法律専門家の多様化の進展する状況において不可欠な共通の倫理的、専門家的水準の発展を助ける。

これからのイングラントにおける法曹一元教育の中心は、法学部教育とともにこのCPLSを中心に考えられている。このコースの後、さらにBVCとLPCがそれぞれバリスターとソリシタになるために要求される。CPLSのコースを集中して履修する場合一五―一八週とされており大学法学部における約半年分の期間であるが、教育が高密度で法律に関してのみ行われることを考えれば、実質的にはそれ以上の負荷があると思われる。また、四年間の大学法学部のコースにCPLSを取り込んだものや、修士のコースにそれを取り込んだものを設定することも認められるべきであるとする。さらにそれに加えて、バー職業教育課程BVDや法律実務課程LCPの内容も組み込んだ法学部のコースや修士のコースも考えられている。こうした教育提供機関は、ますます大

学が中心となっていくものと思われる。

四・三 法律家養成教育の過程における柔軟性の増加

実務的教育の柔軟化は特にオン・ザ・ジョブ・トレーニングの最初の六ヶ月を独立の一般実務研修モジュールとしその設定時期を学生に任せ、その間は将来の職種を決めずに研修を受けることを可能とすることによりもたらされる。法律家共通教育CPLS終了後、学生は希望によりBVDまたはLPCへと直接進むことも可能であるが、六ヶ月の一般実務研修モジュールを将来の職業を定めずに行うこともできる。これによって実務の状況を見ながら職種を選択を行うことが可能となる。また学生は連合王国内だけではなく欧州連合の他の構成国における様々な実務の現場において実習を受けることが認められる。この段階のトレーニングを引き受ける機関との契約は「一般的トレーニング協定 general training agreement (GTA)」と呼ばれ将来の職種を特定しないものとなる。

また、例えばBVCの後にGTAによる一般実務研修モジュールを行い、それから進路変更してソリシタになるためLPCへと進むことも可能である。

四・四 他学部卒業生の転換コースの強化

大学の他学部卒業生はこれまではPgDL/CPEという一年間のコースを終えることで職業的教育段階に進むことが可能であったが、新スキームでは二年間の転換のための学位を得ることが必要となった。

四・五 法学教育の充実と長期化

新スキームにおいても最短距離を選べば、バリスタになる場合、三年の法学部教育、一五―一八週の法律専門家共通法律学コー

ス、BVC一五―一八週、一般実務研修六ヶ月、Pupillage六ヶ月で、従来と同じく大学卒業後約二年間でバリスタの資格を得ることも論理的には可能である。しかし、現実にはすでに多くの法学部で外国法や外国語、隣接領域などと組み合わせた四年のコースが提供されるようになってきている。さらに、法律専門家共通法律学コースが大学院教育である修士のコースに組み込まれたり、途中の柔軟な進路変更の可能性などにより、将来的に法律家養成教育の期間は従来よりかなり長期化することが予測される。

他学部卒業生が法律家になる場合も上記のようにほぼ確実に一年間長く期間を要するようになる。また、法学教育が充実する中で最短のルートを選び続ける者の数は減少していくと思われる。教育が健全に機能している限り、長期の教育はそれに見合った能力の向上をもたらずからである。そうした状況において、長期の教育とそれがもたらす高学歴は就職を有利に進めるための強力な武器となる。社会において法律の役割が拡大することにより法律業務はますます専門化・高度化を加速し、EUにおける市場統合の一層の進展は法律業務の競争を激化させていく。こうした状況の進展を踏まえ、法律実務家となる者がこれまで以上に実力をつけていくことの必要性が強く認識されてきている。

様々な工夫による法学教育の多様化は、大学法学部の主導により今後ますます進展すると思われる。しかし、それは単なる思い付きによるものではなく、将来の法律業務の動向をとらえた実りあるものとなるであろう。なぜなら、イングランドには明確で大きな現実の法律業務に対する需要が存在し、新しい能力を身につけた法律家の誕生を社会が実際に必要としているからである。それは社会の様々なニーズのニュアンスに対応できる柔軟な法律家であり、EUにおける法システムや言語の壁をもととせずにより越えることのできる能力を持った法律家であり、そして世界の法律業務市場において勝ち残る競争力を持った法律家であるといえる。これは決して未来における理想の法律家を想定しての議論ではなく、本日に明日からでも必要とされる現実性を帯びた問題であり、法学教育における緊急で実践的な課題である。そしてイングランドでは、法律業務は非常に国際競争力のある成長産業であることが自覚されてきている。

しかし、そうした現実の要求に十分に対応するために、法律家養成教育において実務的側面を強調する方向へと流れが集中して

いつているわけではなく、むしろその逆である。そのことは法学部段階の教育についてレポートにおいて引用された Oliver 教授の次の著述からも明らかである。

「リベラルな教育の目的は、学生が単に知ること、または (how to) を知ることにあるのではなく、なぜ事物がそのようであり、なぜそれらが違い得るかを理解することである。そして、それは主題についての深遠な接近方法に関するものである。

その方法において、学生はある主題における理念を他のものと関係付けるよう試みる必要がある。読んだものを、資料に問いつけ、関連を見出し、関心から出た探求の筋を追跡することにより、理解するよう試みなければならぬ。⁽³¹⁾」

そしてこうした考えは法学教育全般の目的においても強調されています。この点についてレポートに次の著述を見出すことができます。

「リベラルで人間的な法学教育とは、学生が受動的ではなく能動的に学習に取り組むことを意味します。そして、一貫性のある統合された過程の一部として問題の徹底的で意義深い研究の方法により、知的成長を遂げるのを可能にすることを意味します。さらに、それは適切で明確な諸技術の学習が、実践的知識と論理的理解を結合する方法によって行われることを意味します。⁽³²⁾」

ACLEC の提案する法学教育の新スキームは決して実務万能主義や専門化・特殊化教育の徹底に偏ることなく、バランスのとれた真の意味での柔軟性と高い能力を備えた法律家の養成に焦点を合わせてきている。しかし、こうした調和のとれたスキームが提示されるに至ったのは、大学法学教師協会 SPL の活動に代表されるように、大学法律家が法学教育を大学教育として位置付けていくために展開してきた徹底した議論の成果であることを忘れてはならない。また、その一方で法律実務家達が新たな実務状況を的確に把握し法学教育における本質的な問題を鋭く見抜く能力を持ち合わせており、その共通認識が調和のとれたスケールの大きな法学教育構想を描くことを可能にしたという点も非常に重要な意義を持つ。

〔追補〕

本稿に関係するイングランドの状況に大きな変化が起こりつつあるので、校正時において、不完全ながら急遽追補を作成した。まず、*Assess to Justice Act 1999* が成立したことにより、大法官法学教育及び行動序言委員会 *ACLEC* は九〇年の「裁判所及び法律業務法」によって創設されたが、法律関係の様々な利益団体の注意深いバランス考慮により定められた構成員から成るため、法律業務に関する思い切った変革を行えなかったとされる。そのため、九八年に大法官部が公表した *Consulting Paper* 「法廷弁論及び訴訟遂行権」において、簡素化された合意手続が提案された。それを実現するため、*ACLEC* に代わって、広範な政策を扱うのではなく、提示された変革を実施するのに必要な専門的助言を提供することに焦点を置いたより少人数の組織を設けることが提案され、それを受けてこの法律業務諮問パネルが設けられた。これによって、法律業務改革について、大法官は、このパネルや公正取引庁長官に直接意見を求めることができ、それを考慮する義務を負うが、それに拘束されるわけではない。

Access to Justice Act において、法廷弁論権を有する者の範囲は大幅に拡張され、原則として全てのソリシタにも開放されることとなった。様々な政治的な経緯はあったにせよ、九六年の法学教育に関する第一レポートの時点では、バリスタとソリシタの二元性を将来においても維持していくことはその大前提となっていた。また、このレポートで提示された法学教育改革案がその後事実上凍結されたのは、バリスタとソリシタとの業務内容に大きな差が生じているため、レポートの骨子の一つであった、バリスタとソリシタの教育内容の共通化を促進することが、困難になった点が指摘されている。従って、現象を表面的に捉え、法律業務のフュージョンが生じているとする説明は一見もつともらしいが、それは恐らく現実を取り逃がしている。筆者は、むしろ最近におけるビジネスに関する法律業務の急進展に着目すべきであると考ええる。特定の企業顧客の幅広い法律業務の必要性に応えるには、訴訟手続に入る以前から、その企業を取り巻く諸状況について幅広い情報を共有することが必要とされる。それは、企業の総合的な法務戦略の一面として、訴訟を捉えることの必要性であり、そのために従来のソリシタ・バリスタ二元制度が整合的とはいえ

ないことは明らかである。

これは、ソリシタを一般医的な役割を果たす法律家として捉え、顧客が持ち込んだ紛争がソリシタの手に負えない場合や、拗れた場合に、最終的な外科手術を施す専門医としてバリスタがその執刀のみを担当するという、伝統的な法律家二元制度の役割分担の図式に当てはまらない、新たな法律業務形態の展開である。ロンドンのシティの大ローファームの活況は、こうした状況に拍車をかけるものとなった。そうした必要性が広がる中で、法廷弁論権をバリスタのみに与えることは実質的な競争制限としての色彩を強くする。競争的環境は、市場の必要性に逸早く柔軟に反応できる法律業務を育成する上で不可欠のものである。

公共的な視点から見て、こうした状況の進展によって最も危険に晒されているのは、バリスタを少数の独立的司法エリート集団として確保することにより守られてきた、イングランドの誇り高き司法文化の独立であろう。法廷実務経験者が広く裁判官任官の資格を取得することにより、裁判官を全てバリスタから選任するという意味での法曹一元、すなわち「バーとベンチの一体性」も将来的には変容してくるであろう。

こうした変化を他面から見れば、法律が扱う社会的問題の拡大が、訴訟という場面に限定しても、最早、単一の司法文化の中で純粹培養的に養成された司法エリートの支配を不可能にしたということを意味する。それは、バリスタに限定すれば、伝統的な文化の衰退を意味するかも知れない。しかし、法化の進展と司法の拡充という視点から、あるいは社会における着実な「法の支配」の進展という観点からは、むしろ積極的に評価すべき点も大きい。

問題は、特にアメリカとの比較においてイングランド司法の美点とされていた、経済的勢力による直接の影響からの独立が今後どのように守られていくかであろう。ソリシタが法廷に立つことは、業務の性格上、同一の利益を常時弁護する立場に陥りやすい。特に、企業を顧客とする大ファームにおいては、そうした顧客に特化した訴訟実務を提供するという側面が強まる。また、それに對抗する意味で、消費者を代表するファームも生まれるであろう。法廷が、政治的争いの場に成り下がる危険性は増加する。そして、バリスタが顧客との接触を最小限に保ち、特定の社会的利益に対して中立的な立場を維持してきたことによって維持されてき

た裁判の中立性とそれを基盤とする法律家全体を包み込む強靱な文化的一体感、そして市民の司法に対する高い信頼、といった掛け替えのないイングランド司法システムの美点を揺るがす危険性を内包していることは否定できない。

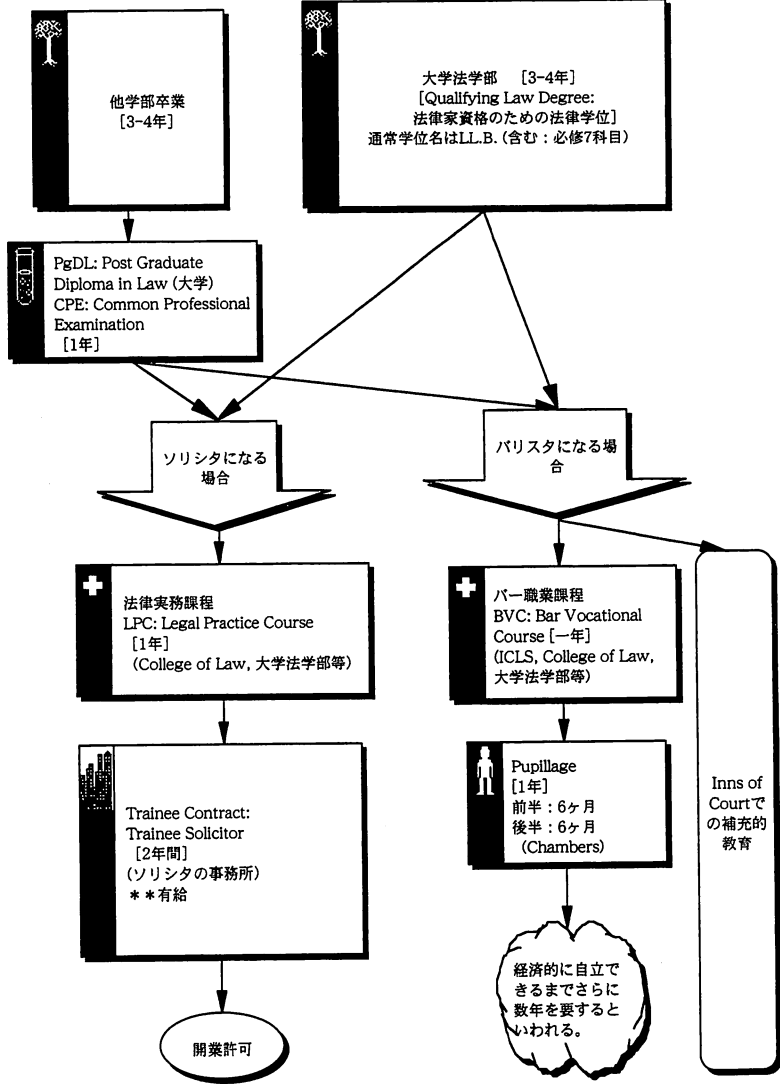
他方で、欧州連合内における法律家の自由移動も現実のものとなりつつある。二〇〇〇年三月に発効する European Rights of Establishment Directive によって、EUの法律家はその何れかの国において取得した法律家資格をもって欧州連合のどこにおいても、三年間の受入国の法律実務経験を有し、権限ある団体に登録すれば、無試験で受入国での完全な法律家資格を認められる。

デッドラインの三月一四日を目前に、連合王国では政府による最終的準備が手間取っており、指令の施行が遅れることが懸念されている。施行されれば、新たに設置された法律業務諮問パネルは法律家に関する規則の調整について非常に重要な役割を果たすことになろう。そうした激動の中で、イングランドの法律家達が、伝統に根差した柔軟性を生かしながらどのように荒波を乗り越えていくのであろうか。筆者は、心配よりも、むしろ期待をもって見守りたい。

法律業務の国際的な自由化は、わが国にとっても、最早、よそ事ではない。二〇〇〇年からWTOの新ラウンドにおいて、サービス貿易の一つとして弁護士制度の自由化が交渉の対象として取り上げられる。外弁法の厚い壁に阻まれながらも、著名外国法律事務所も様々な形でわが国の法律サービス市場に進出しつつある。

法律学教師が法律家という職業に対して抱くイメージは、現在の法学部学生が、法律及び法律家に対する認識へと否応無しに拡大再生産されていく。今日の法科大学院構想を実務教育の偏重と捉える意見がわが国に根強いとすれば、それは私達が法律家という職業に対して抱く偏見の結果であろう。二一世紀の法律家に課せられた責任の重さを思えば、彼らの養成教育制度の整備が、狭い意味での実務偏重で成し遂げられないことはほとんど自明である。現在、地球規模で生じている法律業務の変化の動向とそれを突き動かす原動力について、私達は総力を尽くして迅速に解読し、日本の未来を託す法律家達が向かうべき正しい方向性を示す思い責任を負っている。法学教育改革及び法科大学院構想は、基礎法・実定法間の勢力争いの問題などではなく、人類の未来というキャンパスに、法律という社会文化を絵の具として、どういう未来像を描くことができるかという、法律学教師全員に厳しく突き

イングランドにおける法律家養成教育：
1999年現在



付けられた挑戦状であると受け止めなければならない。

- (1) 関西大学法学論集四八巻二号三三頁以下(一九九八)。
 - (2) ソリシタも上級裁判所以外では法廷弁論を行う資格を有しており、現在一定の法廷弁護の経験を有するソリシタには、幾つかの試験を受けて上級裁判所における法廷弁論権を得る道も開かれている。
 - (3) 現在は主として進学率の増加により、家庭の経済状況に応じて学費を一部負担することも要求されるようになった。しかし、負担の最高限度額が1000ポンド(120万円程度)であり、現在でも日本に比較してかなり恵まれた状況にある。
 - (4) Peter Birks, *Compulsory Subjects: Will the Seven Foundation ever Crumble?*, [1995] 1 Web JCLI.
 - (5) *Notice to Law Schools Regarding Full-time Qualifying Law Degree (Issued Jointly by the Law Society and the Council of Legal Education January 1995)* (See Birks, *ob cit*, Appendix).
- 四年間の課程では、それぞれ八分の三以上、二四分の七以上となる必要がある。イングランドの大学においては一般教育はないが、欧州連合の進展を踏まえて外国法や外国語とイングランド法を組み合わせたコースや、経済学、会計学、政治学、社会学などとイングランド法を組み合わせたコースが提供されるようになってきている。
- (6) 例えば、バーミンガム大学の一年生の場合、法律技法、憲法、刑法、契約法、不動産法を修得しなければならない。
 - (7) *Trends in the Solicitors' Profession: Annual Statistical Report 1998*, 59.
 - (8) *supra note 4*, 76.
 - (9) これらのコースの学費は九七年段階で二五〇〇—三五五〇ポンドとされ、通常の大学のコースの約半分の費用である。
 - (10) *supra note 4*, 52-53.
 - (11) P Birks, *Short-Cuts, in Reviewing Legal Education* (Oxford U.P., 1994).
 - (12) *The Law Society, The Students Guide to Qualification as a Solicitor*, Sept 1997, Issue No 3, 16-17.
 - (13) 九七—九八年にソリシタとなった五六八五人のうち、実に一六七八人がこのルートを経由している。
 - (14) ICLEs (七五〇名) College of Law (二二〇名) BPP Law School (二二〇名) 他、五つの大学(三六〇名)で供給されている。バリスタの教育は、アウトソーシングが進みにくいと考えられていたが、大学の参入も増加してきた。
 - (15) *LCACLEC, 1st Report on Legal Education 1996*, 156.
 - (16) *Steps to the Bar, 3: 1st Report*, 156.

- (17) 大学において行われる場合でも、通常は実務経験のある人が教育を担当する。ただし、成績評価は大学の責任で行う。LPCを開設するには、Law Societyの審査を受け許可を得ることが必要となる。
- (18) この機会に早くも将来のpupillageのための実質的な選考を行うチャンパーもあるとされる。(Steps to the Bar, 5)
- (19) Pupillage Application Clearing House.
- (20) このコースは集中的に終えるには二〇日間かかる。内容は以下の五つのモジュールからなる。弁護及び口頭によるコミュニケーション、会計(九八年九月からは財政的自覚及びビジネス会計)、投資業務、個人業務管理、専門家的行動。(The Law Society, The Students Guide to Qualification as a Solicitor, Sept 1997, Issue No 3, 32)
- (21) S Casey, Training with a large firm, in *Legal Profession* 98, 57.
- (22) *op cit*, 56.
- (23) P Trim, Training contract with a smaller firm, *Legal Profession* 98, 61-63.
- (24) 年齢的なブータは男女ともに二六―二八歳。三〇歳台で資格を取得する者も全体の二〇%を超える。The Law Society, Trends in the Solicitors' Profession: Annual Statistical Report 1996, 76.
- (25) 裁判所及び法律業務法一九九〇' Sch. 2, s. 5.
- (26) 1st Report, *supra* note 15, at 5.
- (27) 1st Report, *supra* note 15, at 18-19.
- (28) B Hepple, AICLEC's First Report: Four Central Ideas, SPTL Reporter No 13, Winter 1996, 2-5. Hepple教授はAICLECの委員としてレポート作成作業に加わった。
- (29) 1st Report, 73.
- (30) 現在インテグランドの大学は半期一五週の二セメスター制が標準的である。
- (31) D Oliver, Teaching and Learning Law: Pressures on the Liberal Law Degree, in Birks ed, *Reviewing Legal Education*, (Oxford UP, 1994), 78, cited in 1st Report, 56.
- (32) 1st Report, 23.